

## 奈良工業高等専門学校運営諮問会規程

平成17年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

### (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学校運営に関し、広く学外の有識者から意見を求めるため、運営諮問会（以下「諮問会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 諮問会は、本校の教育研究活動等の状況について評価及び助言等の提言を行い、自己点検・評価等に関する活動を支援することを目的とする。

### (任務)

第3条 諮問会は、校長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について外部評価及び助言等の提言を行うものとする。

- 一 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- 二 本校の教育研究活動等の状況について本校が行う自己点検・評価に関する事項
- 三 その他本校の運営に関する事項

### (組織)

第4条 諮問会は、本校の教職員以外の者で次の各号に掲げる者10名以内の委員をもって組織する。

- 一 教育研究分野に精通した大学、高等専門学校等教育研究機関の教員等
- 二 産業界の産業動向に精通した者
- 三 本校の所在する地域の関係者で、教育に関し、広く、高い見識を有する者
- 四 その他本校の教育に精通した者

### (委嘱)

第5条 諮問会の委員は、校長が委嘱する。

### (任期)

第6条 諮問会の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第7条 諮問会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### (運営)

第8条 諮問会の会議は、校長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 校長は、前項の会議のほか、必要に応じて個別に委員の意見を求めることができる。

### (意見の聴取)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を前条の会議に出席させ、意見を聴

くことができる。

(事務)

第10条 諮問会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、諮問会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校外部評価実施要項（平成14年2月22日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。